

フランチャイズ契約の要点と概説

太陽のトマト麺

作成日

2015年7月改定

イトアンド株式会社

「太陽のトマト麺」への加盟を希望される方へ
～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

当社は「太陽のトマト麺」の名のもとにラーメン専門店のフランチャイズシステムを展開しております。

当チェーンの店舗は、飲食業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、店舗イメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

多店舗展開と繁盛店は対極に位置するものですが、それを融合した業態を開発しております。根幹は、標準化+戦略的アバウト営業の展開。

当社のラーメンチェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初から「太陽のトマト麺」とは異なる独自の経営手法を重視され、「太陽のトマト麺」のノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、「太陽のトマト麺」への加盟をお勧めできません。

当社のチェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっていきます。当社はノウハウ、商品の開発等のシステムの整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、ご加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、双方の役割を忠実、且つ積極的に果たすことが店舗の経営成功の鍵なのです。

「太陽のトマト麺」店舗の経営をされるご加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力はご加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、ご加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへお進み下さい。

第 I 部 イートアンド株式会社と太陽のトマト麺ラーメンチェーン について

1. 経営理念、運営理念

1. わが社の経営理念

時代の変化を的確にとらえ
夢と楽しさと命の輝きを大切にし
食文化の創造を通して
生活文化の向上に貢献します。

2. 太陽のトマト麺営業方針

「NO!」(出来ない)と言わないラーメン店
お客様の要望で出来ることは全部やる!

店 訓

1. 一杯のラーメンを売るのではなく、いっぱい感動を売る。
1. お客様は家族同然。無償の愛で受け入れよ。
1. 他と比較するな、昨日の己と比較せよ。

2. 本部の概要

- (1) 社 名 イートアンド株式会社
- (2) 所在地 〒105-6018
東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー18階
TEL (03) 6402-3961
FAX (03) 6402-3962
URL <http://www.eat-and.jp>
- (3) 役員 代表取締役社長 文野 直樹
専務取締役 仲田 浩康
取締役常務執行役員 植月 剛
取締役執行役員 日永 光
取締役(監査等委員) 日坂 宏和
取締役(監査等委員) 錦見 光弘
取締役(監査等委員) 池田 佳史
- (4) 主要株主 文野 直樹
有限会社 ストレート・ツリー・エフ
株式会社 ソウ・ツー
イートアンド社員持株会 理事長 衣川 慎也
他
- (5) 資本金 9億840万円(2015年3月31日現在)
- (6) 設 立 1977年8月
- (7) 事業内容 1. 全国の生協・量販店向けの商品の販売
2. 加盟店向けの食材の製造・卸及び販売
3. FC本部及び直営店の運営
4. 直営店舗の運営
- (8) 事業の開始 1969年9月
- (9) 主要取引銀行 三菱東京UFJ銀行/みずほ銀行/三井住友銀行/りそな銀行
- (10) 従業員数 従業員 860名【社員、パート・アルバイト(8h換算)】
(2015年3月31日現在)
- (11) 所属団体 (社) 日本フランチャイズチェーン協会
(社) 日本フードサービス協会
(社) 大阪外食産業協会

3. 沿革

【沿革】	
昭和44年 9月	大阪市都島区京橋に「大阪王将」第1号店舗が創業
昭和46年 9月	守口市土居に「大阪王将」加盟1号店開店
昭和52年 8月	大阪王将食品株式会社設立 資本金 200 万円
昭和57年 2月	大阪王将総店舗数 100 店達成
昭和60年 8月	現社長 文野直樹 社長就任、就業規則他各種規定を整備
昭和62年 2月	増資、資本金 4000 万円
昭和63年 3月	全国展開開始
平成 3年11月	商事部（現・食品営業本部）を設立
平成 6年10月	増資、資本金 6000 万円 枚方市駅前にラーメン専門店を開店
平成 7年 7月	八尾駅前によってこやラーメン加盟1号店開店
平成 8年 2月	本社社屋兼工場竣工（現・関西工場）
平成 8年 3月	株式会社大阪王将に社名変更
平成 9年 4月	「よってこや」ラーメン事業部を設立、 自社ブランド「よってこや」での展開開始
平成 9年 5月	新業態「中国創作料理シノワーズ厨花」開店
平成11年 3月	「よってこや」関東に進出、1号店 恵比寿店開店
平成12年 4月	東京営業所開設
平成13年 9月	増資、資本金 1 億 3751 万円
平成14年10月	イトアンド株式会社に社名変更 大阪市中央区南久宝寺町へ本社（現・大阪オフィス）移転
平成15年 1月	新業態「パン屋カフェコートロザリアン」南久宝寺店開店
平成15年11月	「大阪王将」関東に進出、1号店 大阪王将新宿店開店
平成16年 6月	「よってこや」ハワイに進出、ホノルルマッカリー店開店
平成16年12月	関東セントラルキッチン設立（現・関東工場）
平成16年12月	「大阪王将」香港1号店 開店
平成17年 5月	「よってこや」上海に進出、「食尚食屋 虹橋上海城店」開店
平成18年 6月	新業態「太陽のトマト麺」錦糸町本店開店
平成19年 4月	新業態「浅草製麺所」開店
平成19年10月	ISO9001：2000 認証取得（商品本部）
平成19年12月	増資、資本金 1 億 7398 万円
平成21年 8月	関西工場に冷凍食品生産ライン設置
平成22年10月	岡山工場施工
平成23年 3月	北海道工場施工
平成23年 6月	大阪証券取引所ジャスダック市場に上場
平成23年 6月	増資、資本金 4 億 3709 万円
平成23年10月	ISO22000：2005 認証取得（関西工場、トレーディング本部、本社商品 企画部ならびに商品部）
平成23年10月	ISO9001：2008 認証取得（関西工場、岡山工場、北海道工場、本社商品 企画部ならびに商品部）
平成23年12月	大阪王将 300 店舗達成（大阪王将とれび天下茶屋店）
平成24年 4月	「大阪王将」韓国1号店 開店
平成24年 8月	「大阪王将」タイ1号店 開店
平成24年 9月	関東工場を群馬県に移設・増強

平成24年10月	東京都港区虎ノ門へ東京オフィス移転
平成24年10月	「太陽のトマト麺」台湾1号店 開店
平成24年11月	東京証券取引所市場第二部に上場
平成24年11月	「大阪王将」シンガポール1号店 開店
平成24年11月	イトアイト総店舗数 400 店舗達成
平成25年 1月	ISO9001：2008 認証取得（関東工場ならびに本社品質管理室）
平成25年 2月	ISO22000：2005 認証取得（関東工場ならびに本社品質管理室）
平成25年 8月	東京オフィスを東京ヘッドオフィス、大阪本社を大阪オフィスへ変更
平成25年12月	東京証券取引所市場第一部に指定
平成26年 2月	「大阪王将」フィリピン1号店 開店
平成26年 9月	ベーカリーカフェ「R Baker Inspired by court rosarian」開店

第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点


1. 契約の名称等									
①契約の名称	太陽のトマト麺加盟店契約								
②契約の主旨	「太陽のトマト麺」をフランチャイズにて経営することを目的とした加盟契約								
③オーナー面談	加盟契約締結の前に太陽のトマト麺本部において、本部視察及び社長・担当役員との「オーナー面談」を実行していただきます。								
2. 売上・収益予測についての説明									
<p>売上予測については、当社独自の分析による解析と物件調査及び既存店直近売上データの解析により、確率が高いと推測される売上分析を実施しております。</p> <p>収益予測については、分析によって予測された売上に基づき、当該物件の経済的条件・物理的条件を加え、開業投資金の算出・収益予測を実施しております。</p>									
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項									
(1)種類と金額	<p>①加盟申込金（仮契約として）一律100万円（別途消費税）</p> <p>②加盟金 一律200万円（別途消費税）</p> <p>※ 2店目以降の出店加盟金は、半額とする。</p> <p>③開業前研修費 20万円（別途消費税） 本部講習、調理及びホール、受講者各1名の場合の金額です。</p> <table border="1" data-bbox="539 1413 1390 1514"> <thead> <tr> <th>研修内容</th> <th>人数</th> <th>日数</th> <th>受講費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直営店での実地研修</td> <td>1名</td> <td>25日</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④保証金 保証金の額 = 営業面積（坪。1坪未満切上げ。）×60,000円</p>	研修内容	人数	日数	受講費	直営店での実地研修	1名	25日	20万円
研修内容	人数	日数	受講費						
直営店での実地研修	1名	25日	20万円						
(2)各項目の内容	<p>①加盟申込金は物件調査、事業計画、その他実務・相談の対価です。 加盟出店の際は、加盟金の一部として充当します。</p> <p>②加盟金は次の対価です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ノウハウ開示に対する対価 ・ 商標・サービスマーク使用料 								

<p>(3)納めていただく時期と方法</p> <p>(4)当該金額の返還についての条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開店時の本部指導（指導員 1 週間無償。但し、往復旅費・宿泊費は加盟店が負担） ・ 開店に必要な什器備品等の企画料 ・ 開店時宣伝広告の企画料 <p>③開業前研修費は実地研修の材料費を含みます。</p> <p>④保証金は、商標使用料やその他の本部に対する債務及び契約期間の保証として本部に預けていただきます。</p> <p>①加盟申込金は、出店エントリーを決定し加盟仮契約の締結時にお支払いただきます。</p> <p>②加盟金は、フランチャイズ契約の締結時にお支払いいただきます。</p> <p>③ 開業前研修費は、フランチャイズ契約の締結時にお支払いいただきます。</p> <p>④保証金は、フランチャイズ契約締結時に預けていただきます。</p> <p>①加盟金については、中途解約、契約の満了等いかなる理由があっても返還いたしません。</p> <p>②開業前研修費は、研修開始後はいかなる理由があっても、返還いたしません。</p> <p>③保証金については、本契約が契約通り終了した際に、本部に対する負債を清算した残金が無利息にて返還されます。</p>
<p>4. オープンアカウント、売上金等の送金</p>	
<p>オープンアカウントは実施していません。</p>	
<p>5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率</p>	
<p>オープンアカウントは実施していません。</p>	
<p>6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項</p>	
<p>(1)加盟者に販売又はあっせんする商品の種類</p>	<p>①「太陽のトマト麺」メニューの全商品は、本部が指定する食材・飲料を取り扱うものとします。</p> <p>②店舗で使用する営業用消耗品及び一部の什器・備品についても同様といたします。</p>

(2)商品等の供給条件	<p>①取扱商品は、すべて本部または本部の指定する業者から供給を受けるものといたします。</p> <p>②取扱商品はフランチャイズ契約の際に設定された店舗でのみ使用する事とし、他店舗での使用、販売等の行為はこれを禁じます。</p>
(3)配送に関する事項	<p>①納品は原則として2日に1回とする。</p> <p>②納品時間帯はルート配送で各店の納品予定時間は決定する。</p> <p>③納品時間帯は交通事情により前後するが、検品はドライバーと店舗スタッフの両者で行うこと。</p> <p>④両者確認の上、欠品なき場合は業務完納とする。検品後の欠品発見については相談に応じる。</p>
(4)発注方法	<p>発注は本部が定めた発注方法にて行います。</p>
(5)売買代金の決済方法	<p>売買代金の請求締切は、毎月10日、20日、月末の3回とし、支払いは、締切7日後の毎月17日、27日、翌月7日の3回と定め現金払いとする。但し、支払い日が銀行休業日の場合はその翌日とする。</p>
(6)在庫管理等	<p>加盟店は顧客に対するサービス上、本部が必要と認める数量分まで製品に関する資材すべてを購入して保有していただきます。</p>
(7)販売方法	<p>① 加盟店は本部の指定するレシピ等の基準に従い、品質の均一性を維持し、所定のメニューを維持し商品を販売する。</p> <p>②加盟店は本部の指示する調理法に従って商品を製造し、本部の定めるサービス法の基準に従って販売する。本部の承諾を得ず加盟店でのメニュー変更は出来ない。</p> <p>③加盟店は本部の承諾なしに本部の指定するもの以外の商品を顧客に提供販売してはならない。</p>
(8)商品の販売価格について	<p>本部は太陽のトマト麺システムに基づく本部の加盟店に対する指定売価を設定し、加盟店はこれに従う。</p>
7. 経営の指導に関する事項	
<p>(1) 開業前研修</p> <p>① 開業前研修の受講義務</p>	<p>契約店舗を運営する上で必須となる知識、技術、店舗運営ノウハウを身につけていただくための総合カリキュラムで、契約店舗1店舗につき最低限1名の受講が必要となります。</p> <p>講義・店舗実地訓練を含む課程で一定レベル以上の技能を習得してい</p>

<p>② 研修の期間</p>	<p>ただき、各店舗の運営責任者が「店長能力」を身につけることが契約店舗開設の最低条件となります。</p> <p>25 日間の教育研修期間を設けます。</p>
<p>③研修のための費用</p>	<p>開業前研修費は受講費、教材費、材料費となります。受講者の交通費・宿泊費・飲食費等は、実費ご負担していただきます。</p>
<p>④研修の内容</p> <p>(2) 既存店新入社員研修</p> <p>①既存店新入社員の受講義務</p> <p>②研修の期間</p>	<p>①直営店での講習内容</p> <p>以下の内容の講義と実技指導を実施します。</p> <p>◆店舗管理者養成研修</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 当社の理念、沿革、現状に関する知識 b. 業界・業態の変遷、将来性に関する知識 c. 本フランチャイズ・チェーンシステムの概要に関する知識 d. 本フランチャイズ・チェーンシステムのコンセプト e. 店舗運営管理の基本 f. ホールサービスの基本と基礎実習 g. 調理技術学習と基礎実習 <p>Ⓣ店舗実地講習</p> <p>本部の直営店等で以下の内容についての実習を行ないます。</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 調理実習 b. ホールサービス実習
<p>③研修のための費用</p>	<p>店舗を運営する上で、必須となる知識、技術、店舗運営ノウハウを身につけていただくための総合カリキュラムで、新入社員の方は必ず受講する義務があります。</p> <p>10 日間の教育研修期間を設けております。 (※基準に未たない場合、3 日間の期間の延長となります。)</p> <p>1 名につき 5 万円。(期間延長の場合も同額) 研修費は受講費、教材費、材料費となります。</p>

<p>④研修の内容</p> <p>(3) 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数</p> <p>①開店時指導・援助</p> <p>②指導員による訪問指導</p>	<p>受講者の交通費・宿泊費・飲食費等は、実費ご負担していただきます。</p> <p>以下の内容の講義と実技指導を実施いたします。</p> <p>◆店舗管理者養成研修</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 当社の理念、沿革、現状に関する知識 b. 業界・業態の変遷、将来性に関する知識 c. 本フランチャイズ・チェーンシステムの概要に関する知識 d. 本フランチャイズ・チェーンシステムのコンセプト e. 店舗運営管理の基本 f. ホールサービスの基本と基礎実習 g. 調理技術学習と基礎実習 <p>契約店舗の開店に際しては、7日間の範囲で、本部より指導員1名を派遣し、ご指導にあたります。</p> <p>それを超える人員・日数・時間の支援については、有償にて加盟者の要請に応じ援助いたします。</p> <p>本部の指導員が、継続的に経営管理、技術指導、販売促進等、契約店舗の運営に関するあらゆる技術指導を訪問及び電話・FAX等により実施いたします。指導員による巡回指導を、開店した月から満1年間は、原則月1回行ないます。</p> <p>2年目以降は、3ヶ月に1回行います。</p> <p>この継続的な指導の指導料は、店舗運営指導費によって充当されます。</p>
<p>8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項</p>	
<p>(1)使用していただく商標及びサービスマークについて</p>	<p>契約店舗の店舗運営について、太陽のトマト麺チェーンの商標及びサービスマークを使用することが許諾されます。</p> <p>使用が許諾される登録商標は以下の通りです。</p>

<p>(2)当該表示の使用に際しての条件</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p>上記の表示は「太陽のトマト麺」チェーン店舗の経営を目的とすること以外に使用してはなりません。</p> <p>加盟者が独自に自己の店舗の宣伝のため、チラシ、ポスター、立て看板等を作成・使用する場合は事前に本部の承認を受けていただきます。</p>
<p>9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項</p>	
<p>(1)契約の期間</p> <p>(2)契約更新の条件及び手続き</p> <p>(3)契約更新時更新料</p> <p>(4)契約解除の条件</p> <p>(5)中途解約した場合の違約金</p> <p>(6)契約終了に伴う措置について</p>	<p>契約期間は、加盟契約締結日より3年間といたします。</p> <p>契約期間満了の3ヶ月前までに、本部、加盟者いずれかより書面によって契約更新をしない旨の意思表示がない限り、契約は更新され、更新後に於けるフランチャイズ契約の期間は2年間とします。</p> <p>契約更新料として初回更新時20万円、次回更新以降10万円を契約更新時に現金にて本部へ支払っていただきます。</p> <p>更新料は理由の如何にかかわらず返還いたしません。</p> <p>本部は加盟者が契約書に掲げる内容に違反した時、あるいは本部または「太陽のトマト麺」チェーン全体の名誉を著しく傷つけたり、イメージダウンに繋がる行為等行ったときは、本契約を解除することができます。</p> <p>加盟店の都合により契約期間中の契約解除に至った場合、本部は加盟店の契約違約金として保証金を返還しません。</p> <p>本契約が終了した場合、加盟者には以下の事項を処理していただきます。</p>

	<p>① 本部が貸与した営業用ツール類をただちに本部に返還していただきます。</p> <p>② 「太陽のトマト麺」チェーンの標章の使用一切をただちに停止し、「太陽のトマト麺」チェーンの標章を表示した看板・包装紙・名刺・書類その他一切のものを加盟者の費用で撤去又は廃棄していただきます。</p> <p>③ 本部から指示された本契約の終了に必要な文書類を作成し、本部に提出していただきます。</p> <p>④ 加盟者は、契約店舗で使用していた電話番号を本部または本部の指定する第三者に移転することを認め、その移転の実施に協力していただきます。</p> <p>⑤ 本部に対し支払い債務のある場合は、ただちにお支払いいただきます。</p>
<p>10. 業態の転換に関する事項</p>	
<p>(1)契約の変更</p> <p>(2) 契約変更の手続き</p> <p>(3)契約変更の場合の加盟金、保証金</p>	<p>本契約の存続期間中であっても、本部と加盟店の双方の合意がある場合には、加盟店は業態の転換を目的として、本契約を本部が主催する別のラーメン業態への加盟契約に変更する事が出来ます。</p> <p>業態の転換を行う場合は、加盟店は転換先となる本部が主催する別のラーメン業態の加盟契約書を締結する必要があります。</p> <p>業態の転換を目的とする契約変更の場合、変更後の契約の加盟金について、本部は免除をする事ができます。 保証金については、加盟店が業態の転換により締結しようとする加盟契約書に基づいて調整するものとします。</p>
<p>11. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項</p>	
<p>(1)商標使用料の算出</p> <p>(2)商標使用料の内容</p>	<p>商標使用料は、店舗月額純売上1%を納めていただきます。 (別途消費税)</p> <p>商標使用料は以下の対価です。</p> <p>①商標・サービスマーク類の継続的使用の権利の付与 ②経営環境の変化（メニュー変更等）に伴い逐次修正されるマニュアルの供与 ③メール、電話、FAX等による日常的な指導 販売促進、広告宣伝活動に対する指導</p>

<p>(3)店舗運営指導費の算出</p>	<p>店舗運営指導費は、開店月より満1年間は、店舗月額純売上2%とし、2年目以降は売上に応じて以下の通り変動します。</p> <p>① 前年対比 110%以上 =1.0% ② 前年対比 105%以上～110%未満=1.5% ③ 前年対比 100%以上～105%未満=1.8% ④ 前年対比 100%未満 =2.0%</p> <p>ただし、満1年間を経過して、水準に達していないと本部が判断した場合には、本部は上記期間を変更する場合があります。 また、加盟店から本部へ期間変更があった場合も同様とします。</p>
<p>(4)店舗運営指導費の内容</p>	<p>店舗運営指導費は店舗運営指導員による定期巡回指導の対価となります。</p>
<p>(5)納めていただく時期及び方法</p>	<p>商標使用料・店舗運営指導費は、本部から発行される請求書に基づき、下記の条件で本部指定の銀行口座に振込んでいただきます。 毎月末締めで翌月の7日</p>
<p>(6)その他本部に納めていただく 金銭</p> <p>①指導員派遣に際する交通費</p> <p>②本部要員派遣支援</p>	<p>指導員の派遣に際して発生した交通費・宿泊費については、加盟者にご負担いただきます。</p> <p>開店やセール期間又は人員不足時の派遣要請には、有償にて支援いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日当 (9 時間拘束 8 時間労働) 20,000 円 ・ それを超えた場合 1 時間 2,000 円 <p>①②についての支払い時期と方法は、店舗運営指導費のお支払いに準じます。</p>

12. 店舗の営業時間・営業日・休業日	
午前11時から翌午前1時まで営業・年中無休。但し、年末12/31～1/2までは休業可。	
13. テリトリー権の有無	
テリトリー制は実施しておりません。	
14. 競合禁止義務の有無	
加盟店は本部の書面による事前承認を得た場合を除き、本契約期間中および本契約終了後2年間は、同種又は類似の事業に携わり、あるいは第三者をしておこなわせ、又は競合関係にある他社に関与してはならないものとする。	
15. 守秘義務の有無	
加盟店及びその従業員は、本契約、付帯契約、規定並びにマニュアル、連絡諸文書など、本部の指導内容及び太陽のトマト麺チェーン運営に関する計画、実施等、その他契約に関して知り得た事項一切を、第三者に漏らしてはならない。加盟店及び加盟店の従業員は、本契約終了後も前項の守秘義務を負う。	
16. 店舗の構造と内外装についての特別義務	
(1)店舗構造または内外装	<p>契約店舗の設計については、「太陽のトマト麺」チェーン全体のイメージの同一性を保つため、内外装デザイン・看板・設備・使用什器・備品等について、原則として本部もしくは本部指定の設計事務所に依頼するものといたします。</p> <p>店舗設計・施工・施工管理に関する費用は加盟者にご負担いただきます。</p>
(2)店内装飾備品	<p>「太陽のトマト麺」チェーンでは、営業上のイメージ統一のために店内装飾品は本部の指定するものとさせていただきます。ディスプレイ、広告についても、本部が指定する方法にしたがっていただきます。この際発生する費用は、加盟者にご負担いただきます。</p>

17. 契約違反をした場合の損害賠償

- (1) 本部は加盟店により、商標、営業のシンボルマーク及び、ノウハウに関する権利を侵害された時は加盟店に対して損害賠償を請求することができる。
- (2) 損害賠償金額の算定基準は次の通りとする。
- 基準月間取引額×侵害された月数＝損害賠償額
- (基準月間取引額とは、直近 12 ヶ月間のうち、月間取引額の上位 6 ヶ月の平均取引額をいう)

18. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

補償制度はありません。

記1. 「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項 目	頁 数	確認年月 日	確認印	
			説明者	加盟 希望者
「太陽のトマト麺」への加盟をご希望される方へ	2			
第Ⅰ部 イートアンド株式会社と太陽のトマト麺ラーメンチェーンについて	3			
1. 経営理念、運営理念 ＜わが社の経営理念＞＜太陽のトマト麺営業方針＞				
2. 本部の概要 (1) 社名 (2) 所在地 (3) 資本金 (4) 設立 (5) 事業内容 (6) 事業の開始 (7) 主要取引銀行 (8) 従業員数 (9) 本部の子会社の名称及び事業の種類等 (10) 所属団体	4			
沿革	5.6			
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点	7			
1. 契約の名称等 ① 契約の名称 ② 契約の主旨 ③ オーナー面談				
2. 売上・収益予測についての説明	7			
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 (1) 種類と金額 (2) 各項目の内容 (3) 納めていただく時期と方法 (4) 当該金額の返還についての条件	7 8			
4. オープンアカウント、売上金等の送金	8			
5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等との与信利率	8			
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 (1) 加盟者に販売又はあっせんする商品の種類 (2) 商品等の供給条件 (3) 配送に関する事項 (4) 発注方法 (5) 売買代金の決済方法 (6) 在庫管理等 (7) 販売方法 (8) 商品の販売価格について	8 9			
7. 経営の指導に関する事項 (1) 開業前研修 ①開業前研修の受講義務 ②研修の期間 ③研修のための費用 ④研修の内容 (2) 既存店新入社員研修 ①既存店新入社員の受講義務 ②研修の期間 ③研修のための費用 ④研修の内容 (3) 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数 ①開店時指導・援助 ②スーパーバイザーによる訪問指導	9 10 11			
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項 (1) 使用していただく商標及びサービスマークについて (2) 当該表示の使用に際しての条件	11 12			
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 (1) 契約の期間 (2) 契約更新の条件及び手続き (3) 契約更新時更新料 (4) 契約解除の条件 (5) 中途解約した場合の違約金 (6) 契約終了に伴う措置について	12 13			
10. 業態の転換に関する事項 (1) 契約の変更 (2) 契約変更の手続き (3) 契約変更の場合の加盟金、保証金	13			

11. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 (1) ロイヤルティーの算出 (2) ロイヤルティーの内容 (3) 納めていただく時期及び方法 (4) その他本部に納めて いただく金銭 ①スーパーバイザー派遣に際する交通費 ②本部要員派遣支援	13 14			
12. 店舗の営業時間・営業日・休業日	15			
13. テリトリー権の有無	15			
14. 競合禁止義務の有無	15			
15. 守秘義務の有無	15			
16. 店舗の構造と内外装についての特別義務 (1) 店舗構造または内外装 (2) 店内装飾備品	15			
17. 契約違反をした場合の損害賠償	16			
18. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	16			
記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書	17 18			

年 月 日

説明者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、
加盟希望者_____の理解をいただきました。

説明者_____印

加盟希望者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について、
説明者_____より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名_____印